

構造改革特別区域の第24次提案等に対する政府の対応方針

平成26年5月19日
構造改革特別区域推進本部決定

構造改革特別区域法第3条第3項に基づき、平成25年10月15日から11月15日までの間、内閣官房は、構造改革特別区域（以下「特区」という。）に係る提案を募集し、それぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。さらに、これまでの特区の提案に対する政府の対応方針において「関係府省庁が今後検討を進める」とされた規制改革事項等についても、検討を行い、取りまとめを行った。

また、構造改革特別区域推進本部令第1条第2項に基づき、平成26年3月5日、評価・調査委員会は「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見」を構造改革特別区域推進本部長に提出した。

構造改革特別区域推進本部は、これらを踏まえ、構造改革特別区域の第24次提案等に対する政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

1. 構造改革特別区域の第24次提案に対する対応方針

(1) 新たに特区において講じるべき規制の特例措置

新たに特区において講じるべき規制の特例措置は、別表1のとおりとする。

(2) 全国において実施する規制改革事項

特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することとなった規制改革事項の実施時期、内容等は、別表2のとおりとする。

(3) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項

関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項は、別表3のとおりとする。これらについて、関係府省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行い、内閣官房は、提案の趣旨を損なわないよう適切にフォローアップしていくものとする。

(4) その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回、新たに講じるべき規制の特例措置等の対象とならなかったものについて、全てを今後の検討対象としないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて、実現するためにはどうすれば良いかという方向で、検討を深めていくものとする。

2. 評価・調査委員会の評価意見に関する対応方針

全国展開に関して再度評価を行う規制の特例措置

評価・調査委員会の評価の結果、全国展開に関する評価を再度行うこととする規制の特例措置は、別表4のとおりとする。これらの規制の特例措置については、別表4に掲げる今後の対応方針に基づき、所要の対応を行うこととする。

別表1 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置[A分類]

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
1227	民間事業者による有料道路事業(道路整備特別措置法)の運営の実現	道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)	<p>民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とするため、公共施設等運営権を有する民間事業者に料金徴収権限を付与する等の道路整備特別措置法の特例を設けることとする。</p> <p>【平成24年8月21日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項」として措置区分され、平成25年10月11日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成25年度目途に検討・結論」と改めて設定したもの】</p>	国土交通省

別表2 全国において実施することとなった規制改革事項の実施時期、内容等〔B-1、B-2分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
453	公共施設アセットマネジメントによる地方債の特例	地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われる公共施設等の除却に要する経費の財源に充てるため、地方債を起こすことができることとする特例措置の創設を内容とする地方財政法の改正案が平成26年通常国会にて成立し、平成26年4月1日から施行されている。 【平成25年10月11日付構造改革特別区域推進本部決定で「関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成25年度中を目途に結論を得る」とされていたもの】	平成26年4月 (措置済)	総務省
12-106	一人乗り小型ヘリコプターの試験飛行等における許可期間の延長	・航空法(昭和27年法律第231号)第11条 ・航空法施行規則第16条の14 ・航空機安全課長通達「自作航空機に関する試験飛行等の許可について」	自作航空機の飛行許可については、申請者の能力や経験に応じて、段階的に許可することとしており、「第1段階の飛行」の許可期間は原則1ヶ月であるが、同一又は類似の設計の航空機において飛行実績があり、一定の安全性が確認されている場合には「第1段階の飛行」の許可期間を一定期間延長することとし、通達を改正する。	平成26年度中	国土交通省
1317	狩猟の要件緩和(狩猟免許取得年齢の引き下げ)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第40条第1号	平成26年1月に中央環境審議会から環境大臣に対し、狩猟免許の取得可能年齢の引き下げを含む「鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について」の答申がなされた。これを踏まえ、第186回国会に、網猟免許及びわな猟免許の取得可能年齢を18歳に引き下げることを含む鳥獣保護法の改正法案(平成26年3月11日閣議決定)を提出したところ。	第186回国会提出済	環境省

別表2 全国において実施することとなった規制改革事項の実施時期、内容等〔B-1、B-2分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
2010	一時預かり事業の基準の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法附則第10条第1項に規定する保育緊急確保事業を定める内閣府令(平成26年4月1日施行) ・平成26年度保育緊急確保事業費補助金交付要綱 ・一時預かり事業実施要綱 	<p>人員配置の要件にて1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下の施設においては、家庭的保育者と同等の研修を受けた者を保育士とみなすことができるよう措置。</p> <p>【平成25年5月17日付構造改革特別区域推進本部決定で「関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項」として措置区分され、実施時期が「子ども・子育て関連3法の本格施行時」とされていたもの】</p>	平成26年度	内閣府

別表3 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等〔F分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
815	職業能力開発短期大学校から大学への編入学	学校教育法(昭和22年法律第26号)第108条第7項、第122条、第132条等	<p>職業能力開発短期大学校等の大学以外の教育施設等における学修について、大学において単位として認定することは、中央教育審議会大学分科会大学教育部会において了承されたところであり、平成26年度早期に告示改正を行う予定。</p> <p>大学への編入学については、職業能力開発短期大学校の単位認定の状況を踏まえる必要があると考えており、関係省庁と連携しつつ引き続き検討を行う(平成26年度早期に上記告示改正を行った場合、単位認定に1年、活用状況の検討に半年程度を要するため、27年度半ばまでに検討する。)</p> <p>【平成22年1月29日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成24年4月9日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成25年度中を目途に結論を得るべく、速やかに検討」と改めて設定したもの】</p>	平成27年度半ばまでに検討	文部科学省

別表3 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等〔F分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
816	獣医師の重要性の高まりに対応した獣医学教育を行う大学獣医学部の設置の認可	「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」(平成15年文部科学省告示第45号)	<p>平成24年3月、文部科学省において「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を設置。その後、同協力者会議が今後の獣医師養成の在り方について、入学定員の在り方を含めた検討を行い、平成25年3月末に「これまでの議論の整理～教育改革の進捗状況と獣医師養成の在り方について～」を取りまとめたところ。</p> <p>本報告書では、入学定員も含む今後の獣医師養成の在り方について、獣医師養成についての議論は特区制度にはなじまないため、全国的見地から行うのが前提であるということ、また、獣医系大学全体の定員等については、獣医学関係者をはじめとして、隣接分野や関連分野の専門家等を含め、さらに広く意見を得ていく必要があるということ等が提言された。本提言を踏まえつつ、平成26年3月の研究協力者会議においても、入学定員の在り方について検討の観点を整理したところであり、引き続き、獣医師養成を目的とした従来型の獣医学教育にとどまらず、社会的ニーズを踏まえ新たに対応すべき分野を含め、平成26年度内に速やかに検討を行う。</p> <p>【平成22年3月25日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成23年10月28日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成24年度中を目途に速やかに検討」と設定し、さらに平成25年10月11日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成25年度中を目処に速やかに検討」と改めて設定したもの】</p>	平成26年度内に速やかに検討	文部科学省

別表3 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等〔F分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
414 817	公立大学法人の業務範囲の拡大(附属学校の設置・運営)	学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条、同附則第5条 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第21条、第70条	当該公立学校の所管の在り方や、義務教育費の国庫負担との関係、構造改革特区の地域特性の関係性等の課題について、提案主体からのヒアリングを行うなどの検討を行ってきたところであり、引き続き、平成26年度中に速やかに検討を行う。 【平成23年10月28日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成25年10月11日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成25年度中に結論を得ることを目指す」と改めて設定したもの】	平成26年度中に速やかに検討	総務省 文部科学省
954	就労継続支援B型の対象者要件の緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日付障発第1031001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第2-3-(5)-①	平成24年度及び平成25年度のモデル事業において、障害者就業・生活支援センターと相談支援事業者との連携体制に地域間格差の課題があることが確認されたため、この課題を踏まえたアセスメントの在り方について更なる検討を行うこととする。 【平成23年10月28日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成24年4月9日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成25年中結論」と改めて設定したもの】	平成26年度中	厚生労働省

別表3 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等〔F分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
955	児童入所施設等の措置費の徴収金の収納事務の私人委託	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条 ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号) 	<p>平成25年度に行った提案者への意向調査を踏まえ、その結果に応じて、次回の児童福祉法の関連内容改正時に併せて、所要の措置を検討する。</p> <p>【平成25年10月11日付構造改革特別区域推進本部決定で「関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成25年度から提案者への意向調査等の改正に向けた検討作業を開始し、その結果に応じて、次回の児童福祉法の関連内容改正時に併せて、所要の措置を検討する」とされていたもの】</p>	次回の児童福祉法の関連内容改正時	厚生労働省
1234	小学校における児童用階段の基準の合理化	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第23条	<p>小学校における児童用階段の基準の合理化については、平成24年度の外部有識者等からなる検討会の議論の結果を踏まえて、引き続き検討を進めているところ。平成26年度早期に結論を得るとともに、速やかに措置を講じる。</p> <p>【平成24年8月21日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項」として措置区分され、実施時期が「平成25年度早期に結論」とされていたもの】</p>	平成26年度早期に結論を得るとともに、速やかに措置を講じる。	国土交通省

別表3 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等〔F分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
1235	通訳案内士以外の有償ガイドに係わる規制の緩和	通訳案内士法 (昭和24年法第210号)第36条	通訳案内士は、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図り、国際観光の振興に寄与することを目的とし、創設された資格である。したがって、通訳ガイドに求められる資質がすべて備わっていることをもって、初めて特例的に通訳ガイドとして認められることにつながる。他の語学検定試験の合格確認等によって、語学能力、専門分野等のそれぞれの能力の有無を確認することは、一定程度資質の担保に寄与するものと考えられる。しかしながら、特例ガイドを養成するための研修等の手法全体に渡って、地方公共団体の責任で質を担保することが前提であり、そのための仕組みを検討することが必要である。その検討結果等を踏まえ、通訳案内士法の特例を設けることなどについて具体的な検討を進める。	平成26年度中	国土交通省
1236	自家用有償旅客輸送(過疎地有償運送)の実施主体要件の緩和	・道路運送法第78条、第79条、第79条の4 ・道路運送法施行規則第48条、第51条の7	自家用有償旅客運送については、地方分権改革有識者会議地域交通部会の報告書を踏まえ、昨年10月に設置した「自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会」において、自家用有償旅客運送の事務・権限の移譲に係る具体的な制度設計等の検討を行ってきたところ。同検討会においては、過疎地有償旅客運送の実施主体の弾力化等についても議論がなされた。当該議論を踏まえた同検討会における最終結論に基づき、平成26年度中に必要な措置を講ずる予定である。	「自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会」における最終結論に基づき、平成26年度中に必要な措置を講ずる予定	国土交通省
1237	特定経路における仮ナンバープレートの取り付け免除	・道路運送車両法第36条の2 ・道路運送車両法施行規則第26条の5	提案は総合特別区域法に規定する規制の特例事業である「回送運行効率化事業」と同様の特例措置を要望するものであるが、当該事業については平成25年度から他地域において事業が開始されているところである。当該事業について、事業の実施状況や効果等を見極めた上で、本件に係る取扱いについて検討する。	平成26年度中に結論	国土交通省

別表3 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等〔F分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
1238	超軽量動力機等の飛行許可に係る許可要件の緩和について	<ul style="list-style-type: none"> ・航空法第28条第3項 ・航空法施行規則第51条の2 ・運航安全課長通達「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」 	<p>提案はわずかな浮上について許可不要を要望するものであるが、安全の確保のために現行法上では許可が必要なことから、「わずかな浮上に限定した場合に対応した基準」についてどのような基準が適切であるか、有識者の意見等を参考にしながら検討することとしたい。</p>	<p>平成26年度中に結論を得た上で、必要な措置を講ずる予定</p>	国土交通省
1306	特定外来生物(植物)の運搬に係る運用整理	<p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第四条</p>	<p>特定外来生物の植物を防除する場合に逸出防止措置を講じた上で処分のために移動させる行為は法第4条の運搬には該当しないと整理することなどを想定している。平成26年6月頃施行予定の改正外来生物法の施行に向けた運用の整理とあわせて対応する方向で検討を進めている。</p>	<p>平成26年度前半(予定)</p>	環境省

別表4 全国展開に関して再度評価を行う規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	関係府省庁
409	地方公務員に係る 臨時的任用事業	通常1年以内しか認められない地方公務員の臨時的任用について、地域固有の課題に対応する必要等がある場合は、1年を超えて任用を認める。	関係府省庁は、認定地方公共団体について、特例措置による臨時的任用職員の業務内容や勤務条件等の実態や、任期付任用を活用していない背景等について詳細に調査・分析を行う。関係府省庁は、その調査・分析結果も踏まえ、任期付任用制度の更なる周知・普及を図り、同制度の活用を促進することとする。また、関係府省庁は、必要に応じ特例措置の適切な運用を確保するための措置や、任期付任用制度についての見直しを行うものとする。 上記の調査・分析、検討事項、周知・普及等の対応については、必要に応じ内閣官房と連携しつつ行うこととする。 その上で、評価・調査委員会は、認定地方公共団体の任期付任用への移行状況、新規認定申請の動向、民間労働法制の動向等も踏まえ、平成29年度に改めて評価を行う。再評価の際、関係府省庁は、上記対応の結果を評価・調査委員会に報告することとする。	平成29年度	総務省
830	市町村教育委員会による特別免許状授与事業	市町村教育委員会がその市町村においてのみ効力を有する特別免許状を授与することを可能とする。	関係府省庁は、認定地方公共団体における適切な免許事務のため指導・助言を行うとともに、特例特別免許状の授与状況を必要に応じ把握する。なお、特区計画認定の同意は、教育職員免許法に規定された免許事務の確実な実施が確認できた場合に行う。 評価・調査委員会は、これを踏まえ、新たな特区計画の認定が複数行われ、又は認定地方公共団体における特別免許状の授与が10件程度行われた段階で、改めて評価を行う。	その他(新たな特区計画の認定が複数行われ、又は認定地方公共団体における特別免許状の授与が10件程度行われた段階で、改めて評価を行う)	文部科学省
910	病院等開設会社による病院等開設事業	株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できる。	現在、本特定事業を実施している医療機関は1診療所であるが、平成23年の株主変更後、診療領域を変更している。したがって、弊害発生の有無等を検証する必要があることから、同診療所に関する今後3年の経営方針に基づく特定事業の実施状況等を踏まえ、平成29年度に改めて評価を行う。	平成29年度	厚生労働省
939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能とする。	本特例措置の評価に当たっては十分な事例の蓄積が必要であることから、内閣官房及び関係府省庁は、本特例措置について、地方公共団体等に対し周知や情報提供に努める。 評価・調査委員会は、その結果を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う。	平成28年度	厚生労働省
1224	45フィートコンテナの輸送円滑化事業	45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車の通行手続きの円滑な運用に向けて、セミトレーラ連結車の長さの基準を緩和し、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件(長さに対応したもの)を適用することを可能とする。	関係府省庁は、特殊車両通行許可におけるセミトレーラ連結車の長さの緩和について、世界的なコンテナ規格の動向、利用者のニーズ等を踏まえ、全国的な措置として検討を速やかに先行し、その結果を平成26年度中に評価・調査委員会に報告する。評価・調査委員会は、その結果等にもとづき改めて評価を行う。	平成26年度	国土交通省